

調査の概要

1 調査の目的

「法人土地・建物基本調査」は、土地・建物の所有・利用状況等に関する実態を全国及び地域別に明らかにし、土地の有効利用を的確に進める上で必要となる基礎的な統計データを収集・整備することを目的としている。

本調査は、前身の「法人土地基本調査」を平成5年に開始して以来5年ごとに実施しており、平成25年調査はその5回目にあたる。

2 調査の対象

国及び地方公共団体以外の法人で、日本国内に本所、本社又は本店を有するもののうち、資本金1億円以上のすべての会社法人と、資本金1億円未満の会社及び会社以外の法人のうち国土交通大臣が定める方法により選定した法人の約49万法人を調査対象とした。ただし、調査票Bについては資本金1億円以上の会社法人を調査対象とした。

なお、調査対象法人の具体的な選定方法については、「付3 標本抽出方法及び結果の推定方法」を参照されたい。

3 調査の時期

調査は、平成25年1月1日現在により実施した。

調査対象期間は、調査票Aは平成25年1月1日時点、調査票Bは平成24年1月1日から平成24年12月31日の期間としている。

4 調査事項

調査に使用した調査票は、調査票A及び調査票Bで構成されている。

調査票Aは調査対象法人の全法人に対する調査の調査票であり、調査票Bは調査対象法人のうち、資本金1億円以上の会社法人に対する調査の調査票である。

各調査票では、以下の項目について調査した。

<調査票A>

I 貴法人について

- 1 法人の名称
- 2 法人の本所・本社・本店の所在地
- 3 組織形態
- 4 資本金、出資金又は基金の額
- 5 業種
- 6 常用雇用者数
- 7 支所・支社・支店の数

II 土地の所有状況について

- 8 所有する土地の有無
- 9 うち本所・本社・本店の敷地所有状況

III 貴法人が所有する土地について

III-(1) 「宅地など」(「農地・林地」以外の土地) について

- 10 所在地
- 11 土地の所有形態
- 12 土地の所有面積
- 13 土地の取得時期
- 14 土地の貸付の有無
- 15 土地の利用現況
- 16 棚卸資産か否か

17 信託受益権か否か

Ⅲ－(2) 「農地・林地」のうち、棚卸資産（他者への販売を目的として所有している土地）について

18 所在地

19 土地面積の合計

Ⅲ－(3) 「農地・林地」のうち、棚卸資産以外の土地（有形固定資産）について

20 所在地

21 土地面積の合計

Ⅲ－(4) 特殊な用途の土地について

22 所在地

23 土地の用途

24 件数

25 土地面積の合計

Ⅳ 建物の所有状況について

26 所有する建物の有無

Ⅴ 貴法人が所有する建物について

Ⅴ－(1) 工場敷地以外にある建物（延べ床面積 200 ㎡未満）について

27 延べ床面積 200 ㎡未満の建物棟数・合計床面積

Ⅴ－(2) 工場敷地以外にある建物（延べ床面積 200 ㎡以上）について（土地を所有している場合）

28 所在地

29 敷地の権原

30 延べ床面積

31 構造

32 建築時期

33 建物の利用現況

34 建物の貸付等（貸付目的での所有の有無等）

35 信託受益権か否か

Ⅴ－(3) 工場敷地以外にある建物（延べ床面積 200 ㎡以上）について（土地を所有していない場合）

36 所在地

37 敷地の権原

38 延べ床面積

39 構造

40 建築時期

41 建物の利用現況

42 建物の貸付等（貸付目的での所有の有無等）

43 信託受益権か否か

Ⅴ－(4) 工場敷地にある建物について（土地を所有している場合）

44 所在地

45 敷地の権原

46 延べ床面積

47 構造

48 建築時期

49 信託受益権か否か

50 建物の有形固定資産額

Ⅴ－(5) 工場敷地にある建物について（土地を所有していない場合）

51 所在地

52 敷地の権原

53 延べ床面積

54 構造

55 建築時期

56 信託受益権か否か

57 建物の有形固定資産額

<調査票B>

Ⅰ 土地の取得および売却などの状況について

1 土地の取得および売却などの有無

Ⅱ 取得および売却などした土地について

Ⅱ－（１）棚卸資産以外の土地（有形固定資産）

- 2 面積
- 3 帳簿価格
- 4 売買区画数

Ⅱ－（２）棚卸資産（他者への販売を目的として所有している土地）

- 5 面積
- 6 帳簿価格
- 7 売買区画数

Ⅲ 都道府県毎の取得および売却などした土地について

Ⅲ－（１）都道府県毎の棚卸資産以外の土地（有形固定資産）

(a) 購入した土地

- 8 都道府県
- 9 合計面積
- 10 帳簿価格合計
- 11 購入区画数

(b) 売却した土地

- 12 都道府県
- 13 合計面積
- 14 帳簿価格合計
- 15 売却区画数

Ⅲ－（２）都道府県毎の棚卸資産（他者への販売を目的として所有している土地）

(a) 購入した土地

- 16 都道府県
- 17 合計面積
- 18 帳簿価格合計
- 19 購入区画数

(b) 売却した土地

- 20 都道府県
- 21 合計面積

22 帳簿価格合計

23 売却区画数

5 調査の方法

調査は往復郵送により実施した。その際、調査対象法人への調査票の送付は、国土交通省が行った。

また、調査票の回収は、会社法人及び全国規模の会社以外の法人については国土交通省が行い、その他の会社以外の法人については法人が所在する都道府県を通じて行った。

なお、希望する法人についてはオンラインによる回収も併せて実施した。

6 集計及び結果の公表

この調査の集計は、速報集計及び確報集計の２種類となっており、集計結果はインターネットへの掲載、報告書の刊行により公表する。

なお、速報集計では資本金１億円以上の会社法人についての概算値であり、確定した数値は、追って公表する確報集計結果による。

(参考)調査の沿革

平成 20 年調査までは、「法人土地基本調査」、「法人建物調査」及び「世帯に係る土地基本統計（総務省「住宅・土地統計調査」の転写・集計により作成）」を「土地基本調査」と総称して実施・作成してきたところである。このうち、平成 25 年調査からは、政策的利用拡大の観点から、これまでの土地・建物のストック状況を捉える「法人土地基本調査」（平成 5 年から 5 年周期で実施、基幹統計調査）及び「法人建物調査」（平成 10 年から 5 年周期で実施、承認統計調査（一般統計調査に相当））に、主に土地のフロー状況を捉える「企業の土地取得状況等に関する調査」（昭和 48 年から毎年実施、一般統計調査）を加えた 3 つの統計調査を統合し、「法人土地・建物基本調査」（基幹統計調査）として実施した。

今回調査及び従前実施されてきた調査の詳細な沿革は下記のとおりである。

○法人土地・建物基本調査

平成 25 年に統計法(平成 19 年法律第 53 号)に基づく基幹統計調査として実施（今回調査）

○法人土地基本調査

平成 5 年に統計報告調整法(昭和 27 年法律第 148 号。以下同じ。)に基づく承認統計調査として第 1 回目を実施

平成 10 年に統計法(昭和 22 年法律第 18 号。以下、「旧統計法」という。)に基づく指定統計調査として第 2 回目を実施

平成 15 年に旧統計法に基づく指定統計調査として第 3 回目を実施

平成 20 年に旧統計法に基づく指定統計調査として第 4 回目を実施

○法人建物調査

平成 10 年に統計報告調整法に基づく承認統計調査として第 1 回目を実施

平成 15 年に統計報告調整法に基づく承認統計調査として第 2 回目を実施

平成 20 年に統計報告調整法に基づく承認統計調査として第 3 回目を実施

○世帯に係る土地基本統計

平成 5 年に統計報告調整法に基づく承認統計調査として、「土地基本調査世帯調査」の名称で第 1 回目を実施

平成 10 年に旧統計法に基づく指定統計調査として実施された「住宅・土地統計調査」の結果を転写・集計

平成 15 年に旧統計法に基づく指定統計調査として実施された「住宅・土地統計調査」の結果を転写・集計

平成 20 年に旧統計法に基づく指定統計調査として実施された「住宅・土地統計調査」の結果を転写・集計

○企業の土地取得状況等に関する調査

昭和 48 年に統計報告調整法に基づく承認統計調査として第 1 回を実施し、平成 24 年まで毎年実施